

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

夫と私の国民年金保険料を町内の集金人に一緒に納付していた。申立期間の夫の保険料も未納であれば納付できるが、夫の分が納付済みとされているので、私の分だけ未納ということはありません。国民年金手帳は持っていないが、私の分も納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年12月に夫婦連番で払い出され、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間が無い上、社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、36年6月から38年3月までの保険料を第1回目の特例納付制度を利用して納付していることから、国民年金制度に対する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとされるその夫については、保険料の未納期間は無く、申立期間の分を含め、すべて納付済みとなっていることから、申立人の申立期間の保険料のみが納付されなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間当時、夫と共に営んでいた事業が順調であったと申述していることから、国民年金保険料の納付において、資力の面でも問題は無かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和38年11月から39年1月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を38年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から39年2月1日まで
② 昭和39年5月30日から40年11月まで

C社を退職後間もなくA社B工場に入社した。同事業所はD社B製作所の敷地内にあり、A社本社及び同社本社工場が同様にD社E製作所の敷地内にあるD社の下請会社であった。入社後1年ぐらいでA社本社工場に一人で異動になった。その後1年ぐらいで同社B工場に戻り、係長になり、半年から1年ぐらいで課長となったが、その2、3か月後にD社が倒産したため共倒れでA社も倒産した。倒産したのは昭和40年11月13日であるとはっきり覚えており、11月分の給料がもらえなかったという記憶もある。3年は勤めていたのに、3か月しか加入記録が無いのは考えられない。健康保険証は入社時から倒産時まで持っていて、倒産した際に全従業員が会社に返した。給料からも保険料は引かれていた。

以上のことから、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚（C社を被保険者資格喪失後にA社B工場において資格取得）の証言及びA社B工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年11月1日において被保険者資格を取得している複数の同僚の証言から、申立人が同日より前から勤務していたことは認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人と同様に、昭和 39 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得している申立人を含む 10 名のうち 5 名については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 38 年 11 月 1 日に遡^{そきゆう}及した資格取得日訂正が 39 年 10 月 1 日付けで処理されているところ、訂正処理がされていない 5 名のうち、2 名は A 社本社工場からの異動であり、そのほか申立人を含む 3 名については、訂正処理日である 39 年 10 月 1 日より前に被保険者資格を喪失していることが確認でき、これにより、かかる訂正届が事業主により行われなかったことがうかがえる。

さらに、訂正された 5 名のうち連絡の取れる 2 名に確認したが、上記の事実は認識しておらず、保険料をまとめて事業主に控除された記憶が無い旨の証言に加え、申立人は、昭和 38 年 11 月 1 日に当該事業所において被保険者資格を取得している申立人の父親及び弟と 3 名で一緒に勤務し、生活も共にしていたにもかかわらず、申立人のみの給与から保険料が控除されていなかったとは考え難いことから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日から、事業主により給与から保険料が控除されていたことが推認される。

一方、申立期間①のうち昭和 38 年 7 月から同年 10 月までの期間については、同僚の証言から、申立人が A 社 B 工場に勤務していたことは推認できるものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前であること、申立期間②の期間については、申立人が 39 年 5 月 30 日付けで A 社 B 工場から同社本社工場へ異動した直後である同年 6 月 16 日にその本社工場は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、同社は申立人に係る厚生年金保険の手続を行わなかったことが考えられ、このほか、申立人が被保険者であった事実はうかがえない。

また、申立人が 1 年後ぐらいに同社 B 工場に戻った時点においては、既に、同工場は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていたことから、申立人が厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえず、加えて、申立人は厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等を保有していない。

このほか、申立人の申立期間①のうち昭和 38 年 7 月から同年 10 月までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 38 年 11 月から 39 年 1 月までの標準報酬月額については、申立人の同年 2 月 1 日資格取得時における社会保険事務所の記録から 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 38 年 11 月から 39 年 1 月までの保険

料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に亡くなっており確認できないものの、前述のとおり、事業主より申立人に係る被保険者資格取得日訂正の届出が行われなかったことがうかがえることから、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月まで

昭和 56 年 12 月に会社を退職し、国民年金に加入した。何年間か国民年金保険料を納付していたが、途中で納付をやめた。その後、制度が変わったので 61 年 4 月から再度納付を始めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付方法及び金額等、具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、市町村の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料は未納とされ、その記録に不自然な点は見当たらない上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

父が、父、母及び私の国民年金保険料を、税金と一緒に納税組合の集金人に納付していた記憶がある。保険料の督促通知をもらった覚えも無いので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、その父親が納税組合の集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年5月に払い出されており、20歳到達時である37年4月にさかのぼって国民年金に加入しているところ、申立期間の保険料については、現年度保険料として納付組織で取り扱うことはできなかつたものと推認される。

また、市役所の昭和38年6月の広報誌では、過年度分の国民年金保険料は市役所では取り扱えず、納付書により社会保険事務所又は金融機関等で納付するよう広報されていることから、納税組合の集金人に保険料を納付したとの申立てを踏まえると、申立期間の保険料を過年度納付したことも考え難く、ほかに過年度納付した事情も見当たらない上、申立人に対して、申立期間中に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市町村の国民年金被保険者名簿においても申立期間の保険料は未納とされ、その記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身が国民年金の事務に直接関与していないため、具体的な保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで

国民年金制度開始当時、勤務先の主人から勧められ国民年金に加入した。当時は住み込みで勤務していたが、住民票は実家のままだった。毎月勤務先に木箱が回ってきて、国民年金保険料を100円入れ、それを近所の人が回収して納付したようである。木箱が回ってきたときに私がいなければ勤務先の主人が代わりに納付していた。納付したことは、はっきり憶えており、納付したと確信している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年2月に払い出されており、この時点では、申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に対して申立期間中に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間当時、住民票上の住所地ではなく、住み込みで働いていた勤務先において国民年金保険料を集金されていたと主張しているが、地域の集金において、住民票上の住所が当該地域に無い申立人の保険料まで徴収されていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から46年2月まで

父親が同居していた家族の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていた。申立期間について、兄、兄嫁及び姉の保険料は納付済みとなっているのに、自分が国民年金に未加入となっていることに納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するには、国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号が払い出されなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和46年4月に払い出されており、同年3月が被保険者資格取得日となっている上、申立期間において、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、申立期間について、その父親が同居していた家族の国民年金保険料を納付し、兄、兄嫁及び姉の保険料は納付済みとなっているのに、申立人のみが国民年金に未加入とされ、保険料が納付されていないことに納得がいけないと申述しているが、兄及び姉の国民年金手帳記号番号は昭和36年3月に連番で、兄嫁の手帳記号番号は41年7月にそれぞれ払い出されていることから、申立人とは事情が異なっている。

さらに、市町村の国民年金被保険者名簿、社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び申立人自身が所持している国民年金手帳においても、申立期間について国民年金に加入していたことを示す記載は無く、ほかに国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月13日から25年6月1日まで
(A社)
② 昭和25年7月1日から30年7月1日まで
(B組合)

申立期間①はA社に勤務していたが、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所から受けた。さらに、申立期間②はB組合(後に合併により、C組合。現在は、D組合。)に勤務していたが、昭和30年6月以前は厚生年金保険の適用事業所として確認できない旨の回答を受けた。

昭和25年当時のB組合の勘定元帳に職員恩給組合費及び職員健康保険料の記載が確認できることもあり、勤務していたことは事実なので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、社会保険事務所の記録によると、昭和22年7月5日であるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前及び健康保険番号の欠番も見当たらない上、当時の状況について、事業主及び従業員からの証言も得られず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、申立期間②について、申立人は「B組合の昭和25年当時の勘定元帳に、職員恩給組合費及び職員健康保険料の記載が確認できることから、厚生年金保険に加入していたのではないかと主張しているが、社会保険事務所が保有する事業所の記録から、B組合は昭和30年7月1日まで健康保険のみの適用事業所であることが確認できる。このことは、当時の厚生年金保険法第十六条ノ二第一号(二)の「都道府県、市町村其ノ他之ニ

準ズベキモノノ事務所ニ使用セラルル者ハ厚生年金保険ノ被保険者トセズ」との取扱いによるものであると推認されることから、その勘定元帳の支出項目が「厚生年金保険料」ではなく、「職員恩給組合費」と記載されていることから、当時、当該組合は恩給条例の対象となる事務所であり、申立人の厚生年金保険の記録が確認できないことには整合性がある。

さらに、E 州市町村職員恩給組合恩給条例第二條第一項第一号イでは、恩給条例に該当する職員とは「長、助役、収入役、副収入役及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二條第一項に規定する吏員」と定められており、申立人が当該恩給条例に該当する職員であることが確認できない上、前述の勘定元帳に職員恩給組合費が計上されている期間は、申立人が当該組合に勤務する以前の昭和 25 年 4 月分から同年 8 月分までであることから、当該期間に支出された職員恩給組合費は申立人以外のものであると推認される。

加えて、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 4 月から 18 年 9 月まで

昭和 16 年 4 月から 18 年 9 月までの A 社（現在は、B 社。以下同じ。）に勤務していた期間における厚生年金保険の加入について照会したが、被保険者としての記録が無い。同社は、以前、製糸工場であったが、戦争により軍需工場となった。同社において厚生年金保険の加入が無いことはあり得ないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A 社に勤務していたか否かについては、同社は「当時の資料を保存していないため、全く分かりません」と回答しており、申立人も当時の同僚の氏名を記憶していないことから証言等も得ることができず、確認することができない。

また、厚生年金保険料の徴収について、労働者年金保険法附則（当時）第 71 条及び労働者年金保険法の一部施行期日に関する件（昭和 17 年 5 月 26 日勅令第 546 号）により、保険給付及び費用の負担に関する規定は昭和 17 年 6 月 1 日から施行する取扱いとなっており、申立期間のうち、同年 5 月以前については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。さらに、社会保険事務所は当該事業所に係る 14 年 3 月以降の資格取得の記載のある健康保険被保険者名簿（後に、健康保険労働者年金保険被保険者名簿。）を保有しているが、同名簿には申立人の氏名は確認できない上、申立人は当該事業所に勤務していた知人の紹介で入社したと主張しているが、その知人の氏名も同名簿に見当たらないことから、申立人についてのみ事業主により被保険者資格の届出がなされなかった事情はうかがえない。

なお、当該事業所の関連会社である C 社本工場及び同社 D 工場並びに E

社に係る被保険者名簿も念のため確認したが、申立人及びその知人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 38 年 4 月まで
従兄の紹介でA社に勤め、給料から厚生年金保険料を引かれていた。
同僚も加入していたのに、自分が加入していないのはおかしい。申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務したと申し立てているが、その在職期間について、申立人を紹介した従兄から「自分が入社した1年ぐらい後に申立人が入社し、その期間は短かった」との証言が得られた上、同社が保管していた出勤簿によると昭和35年9月13日から36年3月6日までであることが確認できる。

また、事務を担当していた当時の事業主の妻は、「昭和30年代は人手不足で、労働者の引き抜き、人の出入りも多かったため、労働者を採用してもすぐには社会保険に加入させなかった」と証言しており、当該事業所が保管していた労働者名簿によると、そこに記されている従業員全員の被保険者資格取得日は実際に入社日と3か月から12か月相違していることから、試用期間を設けていたことがうかがえるところ、申立人の在職期間が約6か月間であったことを踏まえると、申立人は試用期間中に同社を退職したことが推認できる。

さらに、前述の労働者名簿及び同様に当該事業所が保管していた源泉徴収簿に記されている従業員には、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、それらの帳簿には申立人の氏名は見当たらないことから、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出がなされた事情はうかがえない上、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番が無いことから、社会保険事務所が申立人の

記録を欠落させたとは考え難く、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿を確認しても、申立期間において、申立人に対し、厚生年金保険被保険者証が払い出された形跡はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 15 日から 21 年 6 月 1 日まで
A社（現在はB社。以下同じ。）C所に昭和 19 年 6 月から 25 年 12 月 31 日まで継続して勤務した。転勤や休職もしていないのに、厚生年金保険被保険者期間に 20 年 10 月 15 日から 21 年 6 月 1 日までの空白期間があるのはおかしい。この空白期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社C所に継続して勤務していたことは、同僚の証言から推認できるものの、社会保険事務所が保有している同社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 20 年 10 月 15 日に被保険者資格を喪失、21 年 6 月 1 日に再度被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、その理由について、当該事業所の後継会社であるB社は当時の関連資料は無く不明としているものの、戦争からの復員者で、申立期間当時に同社の他の施設に勤務していた従業員から、「戦争中は、年配の男性や若い女性が自分達に代わって勤めたが、戦後、復員者の復職と需要の減少から、多くの女性が辞めさせられた」旨の証言を得ており、前述の厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の被保険者資格喪失日と同一である昭和 20 年 10 月 15 日付けで、女性従業員のほとんどを含めた 203 名が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人と同様に被保険者資格を喪失しているものの、証言により、申立期間当時において当該事業所に継続して勤務したことが推認できる5名の女性従業員についても、申立人と同一の空白期間が存在することから、同社の事業主は申立期間において従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは考え難く、申立人のみの厚生年金保険の被保険者記録が欠

落している事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年ごろから 31 年ごろまで
(事業所名称不明)
② 昭和 28 年ごろから 32 年ごろまで
(A社(正式名称不明))
③ 昭和 34 年ごろから 35 年ごろまで
(B社(正式名称不明))
④ 昭和 35 年ごろから 40 年ごろまで
(事業所名称不明)
⑤ 昭和 35 年ごろから 40 年ごろまで
(事業所名称不明)
⑥ 昭和 35 年ごろから 40 年過ぎまで
(事業所名称不明)
⑦ 昭和 43 年ごろから 45 年ごろまで
(事業所名称不明)

申立期間①から⑦までについて、A社、B社及び名称不明の事業所に勤務したが、この期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所から受けた。給与明細書等の書類は無いが、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①から⑦までに勤務したと主張する各申立事業所の名称について、申立人はすべて正確に記憶しておらず、それぞれ勤務していた期間の記憶も曖昧である上、申立人には各申立期間当時の上司及び同僚の記憶が無いことから、勤務実態を裏付ける証言等を得ることができない。

また、申立人が記憶していた元請であったと思われる複数の事業所に調査を試みたが、それぞれ「当時の下請業者は不明」と回答していることから、各申立期間の事業所を特定することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 21 年 4 月 1 日に A 社（現在は B 社。） C 支店の D 営業所に本採用になった。 E 営業所に採用された同僚の厚生年金保険の資格取得日は同年 4 月 1 日であるにもかかわらず、私の資格取得日は同年 12 月 1 日となっている。厚生年金保険料は、給料から差し引かれていたはずなので納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A 社 C 支店 D 営業所に正社員として勤務していたことは、申立人が保管していた職員手帳及び同僚の証言等から確認できる。

しかしながら、申立期間における厚生年金保険料控除については、当時の給与担当者及び同僚等からの証言が得られず、当該事業所の後継会社である B 社は当時の関連資料は無く不明としていることから、確認することができない。

また、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人と同様に昭和 21 年 4 月 1 日に採用となった職員は、同年 12 月に事業主により厚生年金保険被保険者資格取得の届出がなされたことがうかがえ、申立人が所属していた同社 D 営業所のほか 9 営業所の職員の被保険者資格取得日は同年 12 月 1 日であり、同社 E 営業所に所属していた職員のみが同年 4 月 1 日に資格取得日が遡及していることが確認でき、その事務処理に不自然さは見当たらない。このことから、同社 E 営業所に所属していた職員は同年 4 月から厚生年金保険料が控除されていたために遡及した届出がなされ、申立人が所属していた同社 D 営業所のほか 9 営業所の職員に係る厚

生年金保険料は同年 12 月以降に控除されたことが推認でき、同社D営業所に所属していた申立人が、申立期間において厚生年金保険被保険者であった事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から 44 年 9 月まで
(A社)
② 昭和 46 年 1 月から同年 5 月まで
(B社)
③ 昭和 48 年 9 月から 50 年 3 月まで
(C社)

A社に昭和 41 年 4 月から 44 年 9 月まで、B社には 46 年 1 月から同年 5 月まで調理師組合の紹介で入社し、料理人として勤務した。C社には、Dホテル内の和食の板前として 48 年 9 月から 53 年 9 月まで継続して勤務した。すべての期間において勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が申立期間①に係るA社に勤務していたことは、閉鎖時の事業主及び同僚の証言により推認できるものの、当該事業所は既に廃業しており、当時の関係書類が保管されておらず、申立内容を確認できる関連資料が無いことから、その期間を特定できない。

また、社会保険事務所が保有する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前は見当たらない上、同僚の証言により、申立人と同職種の者全員が同社において厚生年金保険に加入していなかった状況がうかがえるところ、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の4度にわたる報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出されているはずであるにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ申立人に係る資格の得喪等の届出は行われていないことが推認できる。

2 申立人が申立期間②に係るB社に勤務していたことは、現在の事業主の証言により推認できるものの、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらない。

また、当該事業主は「法人として現在も料理店を経営しているが、厚生年金保険の適用事業所として手続を行ったことは無い」と証言しており、社会保険事務所の記録において、当時の事業主に係る厚生年金保険の被保険者記録も確認できないことから、申立人が申立期間②において、厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

3 申立人が申立期間③に係るC社に勤務していたことは、同僚の証言により推認できるものの、当該事業所は既に閉鎖しており、当時の事業主の所在も明らかでないことから、当時の状況について確認することができない。

また、同僚からは「社会保険には必要があるときに加入すれば良いと社長は言っていた」との趣旨の証言が得られ、複数の同僚に係る厚生年金保険記録においても、入社当初からの加入ではないことが確認できることから、事業主は必ずしもすべての従業員を入社時から厚生年金保険に加入させていた事情がうかがえない。

4 申立人は各申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月から同年 9 月まで
(A店)
② 昭和 33 年 8 月 28 日から 35 年 1 月 15 日まで
(B社)
③ 昭和 35 年 1 月から同年 2 月まで
(C店)

昭和 32 年 3 月に中学校を卒業してすぐ、A店に就職し、同年 9 月まで住み込みで働いた。同店は個人経営の事業所で、家族のほか従業員は女性が 1 名、男性が 2 名いたと思う。その後、同年 11 月ごろ、B社に就職した。同社には少なくとも 2 年間は勤務しており、入社した当初は試用期間があったと思うが、資格喪失日である 33 年 8 月 28 日以降も勤務し、保険料も引き続き控除されていたと思う。厚生年金保険の加入期間が 4 か月しか無いのは納得できない。さらに、その後、新聞の求人募集を見て同社の職人とともにC店に移った。同店は個人経営の事業所であった。すべての期間について勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人が勤務していたと主張するA店及びC店は、申立人は「双方共に個人経営で従業員数も少なかった」と申述していることから、当時の従業員数は 5 人未満であったことがうかがえ、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかったものと推認できるところ、社会保険庁の記録においても、両事業所共に厚生年金保険の適用事業所として確認できないことから、申立人は両事業所において厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

また、申立人は両事業所の当時の事業主及び同僚を記憶していないこと

から、これらの者を特定することができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

- 2 申立期間②について、申立人は「資格喪失日である昭和 33 年 8 月 28 日以降も B 社に勤務し、保険料も引き続き控除されていたと思う」と申述しているが、当時在籍していた従業員複数名に照会したところ、申立人については記憶に無い旨の回答を得るのみで、申立人の在籍期間及び厚生年金保険料の控除の事実を推認することができない。

また、社会保険事務所が保有する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日が昭和 33 年 8 月 28 日であることが確認できるが、仮に、申立人が引き続き厚生年金保険に加入していたとすれば、その後に事業主から提出されるべき報酬月額算定基礎届に伴う標準報酬月額の決定が同年 10 月及び 34 年 10 月の 2 度にわたり記載されるべきであるが、申立人の記録にはその事実はうかがえず、そのいずれの機会においても社会保険事務所が記録しないとは考え難いことから、事業主により申立人に係る被保険者資格喪失の届出が社会保険事務所の記録どおりになされたことが推認できる。

- 3 申立人は各申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月 5 日から 29 年 3 月 1 日まで
A社に勤務していた期間について厚生年金保険の加入期間を照会したところ、被保険者としての記録が無いとの回答を受けた。この期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立人に当時の具体的な記憶があること及び同僚の氏名を記憶していることから推認できるものの、その期間については、同社は「関係書類も無く、当時の事業主は既に死亡しているため不明」と回答している上、同僚からも有効な証言が得られず特定するに至らない。

また、社会保険事務所が保有する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び同記号番号払出簿によると、7名の従業員について昭和 27 年 5 月 28 日付けの被保険者資格取得の処理が 29 年 6 月 22 日に行われている形跡がうかがえることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により、事業主が被保険者資格取得届を 2 年遡^{そきゆう}及して提出したことが考えられ、これらの者は当該資格取得日よりも前から勤務していたことが推認できる。仮に、申立人も同様に前述の 7 名の被保険者資格取得日よりも前である申立期間に勤務していたとしても、申立人はその届出が行われた時点においては、同社を既に退職していることから、申立人に係る被保険者資格取得届が事業主により提出されなかったことが推認できる。

さらに、申立人は当該事業所から受けた厚生年金保険被保険者証を次の被保険者記録が確認できる事業所の入社の際に提出したと主張しているが、申立人の厚生年金保険の記録によると、次の被保険者記録はB県で払い出された記号番号で管理されており、申立期間に係る事業所の所在地はC県

であることから、その厚生年金保険被保険者証が申立期間において払い出されたものとは考え難い上、前述の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所における事務処理誤りはうかがえず、申立人に係る記録を欠落させた事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月1日から20年9月21日まで
社会保険事務所に照会したところ、A社にいたころの厚生年金保険の加入記録は、脱退手当金として支給済みであるとの回答を受けた。脱退手当金を受けた記憶が無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社の厚生年金保険被保険者期間に係る短期脱退手当金が支給されたことについて、申立人に係る旧厚生年金保険被保険者台帳には、当時の申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき、脱退手当金を計算したことが記録されており、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和21年4月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時の同僚からは、「終戦になり、会社から就労の終了を言われ、脱退手当金の説明を会社で受けたが、受給するかしないかの選択の余地は無かった。退職者はすべて脱退手当金を受給しているものと思っていた。自分の場合、退職後、4か月から5か月後に現金が送られてきた」との証言を得られたことから、申立人の脱退手当金についても、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 10 月 9 日から 27 年 5 月 18 日まで
(A社)
② 昭和 27 年 6 月 20 日から 28 年 8 月 26 日まで
(A社)
③ 昭和 29 年 5 月 10 日から同年 7 月 19 日まで
(A社)
④ 昭和 29 年 7 月 19 日から同年 10 月 21 日まで
(B社)
⑤ 昭和 29 年 12 月 10 日から同年 12 月 30 日まで
(A社)
⑥ 昭和 30 年 6 月 14 日から 33 年 2 月 20 日まで
(B社)
⑦ 昭和 33 年 7 月 1 日から 34 年 12 月 24 日まで
(B社)

社会保険事務所からの回答によると、A社及びB社の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金として支給済みとなっているが、脱退手当金を受け取った事実はない。受け取っていないことを証明する資料はないが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑦に申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿について、申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日の前後約2年以内に資格を喪失した者17名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12名の者について脱退手当金の支給記録があり、そのうち連絡の取れた3名は、一様に事業所が請求手続をしてくれたと証言している上、当時は通算年金制

度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものとなっているところ、申立期間②である別の記号番号で管理されていた被保険者期間及び申立期間⑤である1か月の被保険者期間も計算の基礎に含まれているなど、これらの事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人は退職した際の手続や給料の受取などについての記憶が明確ではなく、申立人から聴取等しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月から21年9月ごろまで
(A社)
② 昭和21年10月ごろから25年11月15日まで
(B社C工場D部)

昭和20年9月に父親がB社C工場に転勤になり、その社宅で生活するようになった。間もなくして、A社に1年ぐらい勤め、21年10月ごろに父親に勧められB社C工場に入社し、パン部門の担当で26年7月ごろまで働いていた。勤務していたのは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の当時の従業員から申立人の勤務の実態について証言を得ようと試みたが、ほとんどの従業員が既に亡くなっているため証言は得られず、当該事業所も既に閉鎖していることから、その事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①中に被保険者資格を取得している者は5名しか確認できないが、そこに申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番は無いことから、社会保険事務所が申立人に係る記録を欠落させた事情はうかがえない。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立人が記憶していた同僚を含めた104名が、申立期間①後である昭和21年11月1日に被保険者資格を取得していることから、事業主は申立期間①中に勤務していた従業員全員を厚生年金保険の被保険者とはしていなかったことが推認できる。

2 申立期間②について、申立人は、B社C工場D部のパン部門に勤務していたと申し立てているところ、同僚の証言から勤務の事実は推認できるも

のの、その期間を特定することはできない。

また、申立人と同一の部署において厚生年金保険の被保険者となっている当時の従業員から「当時、女子については、ほとんどがパート扱いで厚生年金保険には加入していなかったと思う」旨の証言が得られた上、社会保険庁の記録において、申立人が記憶していた同僚も被保険者であった事実が確認できないことから、申立人についても、事業主により被保険者資格取得の届出が行われていないことがうかがえる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の厚生年金保険の記録が欠落している事情はうかがえない。

- 3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。